

只見町生活排水処理基本計画

平成 8 年 3 月

変更 平成 22 年 12 月

福島県南会津郡只見町

はじめに

只見町は、福島県の西南、南会津の西北部に位置し、東西16.6キロメートル、南北35キロメートル、総面積747.54平方キロメートルで越後山系の急峻な山岳に包囲された山村である。

東経139度19分、北緯37度20分に位置し、東は南会津町・昭和村、西は新潟県魚沼市、南は檜枝岐村、北は金山町と接し、DID都市会津若松市へ88キロメートル、県都福島市へ188キロメートル、首都東京都へは270キロメートルの距離にある。

地形は30度以上の傾斜地が多く、標高1,000メートル以上の山岳に囲まれ、平坦地の標高は330メートルから470メートルで、町土の94パーセントが山林原野で占められ、平坦はわずか10パーセントにも満たない。気候は裏日本型に属し、夏は高温多湿であるが、高温期間は比較的短い。降雪期間は11月初旬から4月上旬までと非常に長く、平年における降雪量は18メートルで、積雪量は3メートルから4メートルに達する豪雪地であり、昭和46年に特別豪雪地帯に指定されている。年平均気温は10.6度、最高気温は8月の36度と寒暖の差が著しい。国勢調査による人口は、昭和34年の3村合併による13,527人をピークに、年々減少傾向を続け、平成22年の国勢調査による人口は4,932人で、世帯数は1,851世帯となっている。

本町は、伊南川と黒谷川、只見川の大きな3つの川が流れており、黒谷川及び只見川については源流に近いことから、都会に比べるときれいな川であるが、生活雑排水が未処理のまま排水路等に排出されていることから、流末となる河川の水質汚染に大きな影響を及ぼしている。一方、河川や水路は、治水対策として、土や植生によらないコンクリート張り等の護岸整備が進んできたため、本来持って

いる自然の浄化作用が失われつつある。これは全ての河川において言えることであるが特に只見川上流に位置する本町が本流域の水質を保全することは、地球的環境保全に向け極めて責任は重大で、次の世代に伝える大きな役割と考えられる。

1 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念・目標

本町では、最近になって特に生活雑排水による水質汚染が問題となってきており、社会的にもその対策の必要性及び緊急性が深く認識されつつある。

このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、町民に対し、生活排水対策の必要性についてPR活動を行うとともに、生活排水処理の目標については、単に水質の改善を図ることにととまらず、平成7年3月に国土庁より指定を頂いた「水の郷」として、流れる水に清流をよみがえらせ、そこに住む生き物と自然保護のため澄んだ川の復元をめざすものとする。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととするが、生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとする。

- ① 人口の比較的密集地域においては、農業集落排水処理施設により処理を行う。
- ② ①以外の地域については、戸別に設置した浄化槽により処理する。
- ③ みなし浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の

処理を進めるため、個々の状況を勘案しつつ浄化槽への転換の指導等を行う。

- ④ 汚水漏れ、悪臭、処理施設にかかる負担など、生活排水をとりまく諸問題の改善と処理施設の維持管理費の軽減を図るため、農業集落排水へのつなぎ込み、または、浄化槽の設置をする場合、阻集器（グリーストラップ）を整備するものとする。

2 目標年次

当初の計画では、本町の生活排水基本計画における目標年度は、計画策定時から15年後の平成22年度であったが、事業の進捗率、財政状況等によりこれを平成27度に改める。

なお、中間目標年度は設けないが、おおむね5年毎に、又は諸条件に大きな変動のあった場合においては、見直しを行うものとする。

3 生活排水の排出状況

只見町における生活排水の排出状況は、次表のとおりである。

平成21年度末において、計画処理区域内人口5,091人のうち、生活排水の適正処理がなされているのは4,689人である。

なお、浄化槽設置整備事業については、平成9年度より町民の要望により計画的に設置整備を図っている。

農業集落排水処理施設は、平成7年度着工の梁取地区をはじめとして8年度は朝日地区、9年度は八木沢地区、11年度は明和地区、12年度は長浜地区、15年度は只見地区、合わせて6地区5施設の採択を受け、20年度末で全ての地区が完了した。

表 生活排水の排出状況

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 計画処理区域内人口	5,340	5,313	5,243	5,162	5,091
2 水洗化・生活雑排水処理人口	3,576	3,663	4,205	4,798	4,842
(1) 浄化槽	908	983	1,039	1,109	1,183
(2) 集落排水処理施設	2,668	2,680	3,166	3,689	3,659
3 みなし浄化槽	888	728	450	219	150
4 非水洗化人口	876	922	588	145	99
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※ 浄化槽設置台帳、浄化槽等処理人口調査及び農業集落排水事業接続率調査を基に作成。

4 生活排水の処理主体

只見町における生活排水の処理主体は、次表のとおりである。

表 生活排水の処理主体

処理施設の種類の	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
(2) 集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	町
(3) みなし浄化槽	し尿	個人
(4) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	町、一部事務組合

※ 農業集落排水処理施設等の浄化槽から発生する汚泥の処理については、平成20年度に完成した汚泥処理施設により資源循環型社会の推進を図るものとする。

5 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

① 処理の目標

「1基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、また、町内の各地区の実情に対応した処理方式を採用するものとした。なお、使用した数値は、只見町の地区ごとの人口をもとに、実際の各世帯の利用者を集計したものである。

ア 生活排水の処理目標

	現 在 (平成22年度)	目標年度 (平成27年度)
生活排水処理率	95.11%	98.00%

イ 人口の内訳

	現 在 (平成22年度)	目標年度 (平成27年度)
1 行政処理区域内人口	5,091	4,703
2 計画処理区域内人口	5,091	4,703
3 水洗化・生活雑排水処理人口	4,842	4,609

ウ 生活排水処理形態別内訳

(単位：人)

	現 在 (平成22年度)	目標年度 (平成27年度)
1 計画処理区域内人口	5,091	4,703
2 水洗化・生活雑排水処理人口	4,842	4,609
(1) 浄化槽	1,183	1,067
(2) 集落排水処理施設	3,659	3,542
3 みなし浄化槽	150	57
4 非水洗化人口	99	37
5 計画処理区域外人口	0	0

② 生活排水を処理する区域及び人口等

只見町が推進する浄化槽、農業集落排水処理施設の計画については、地区の特性周辺環境、水源地の保全、地区の要望等から各集落のコミュニティを最小単位として区域を定め、処理方法は地形の生活形態ならびに地区の要求度から処理方法を定める。これらに基づき、生活排水を処理する区域及び人口等について、現在の状況及び目標年度における状況を図面で示す。(別紙生活排水処理計画図のとおり)

③ - 1 浄化槽の整備実績

処理区域	設置計画基数	設置済基数	事業費 (千円)
宮 瀬	15	11	13,100
叶 津	26	22	20,235
入叶津	28	15	15,570
寄 岩	13	8	8,245
塩 沢	32	25	26,727
十 島	7	3	3,045
黒 沢	21	13	12,990
黒谷入	44	29	27,520
櫛 戸	9	0	0
荒井原	17	14	14,495
荒 島	11	9	9,990
熊 倉	28	20	19,660
亀 岡	25	21	19,030
深 沢	8	8	9,315
塩ノ岐	45	35	35,208
坂 田	53	43	39,090
布 沢	66	32	29,256
合 計	448	308	303,476

③ - 2 浄化槽の整備計画

計画処理人口	整備予定年度	事業費見込み (千円)
60人	平成23～27年度	18,000

③ - 3 集落排水の整備実績

処理区域	処理人口	整備年度	事業費 (千円)
梁取地区	206	平成10年度	533,000
朝日地区	1,181	平成12年度	2,334,000
八木沢蒲生地区	249	平成13年度	944,000
明和地区	788	平成16年度	1,584,000
長浜地区	170	平成16年度	772,000
只見地区	1,065	平成19年度	2,582,000

(2) し尿、汚泥の処理計画

① 現 況

只見町のし尿の収集・運搬については、西部環境衛生組合（2町の一部事務組合）により行われており、浄化槽汚泥の収集・運搬についても浄化槽清掃と併せて西部環境衛生により行われている。

また、本町のし尿及び浄化槽汚泥は、西部環境衛生組合のし尿処理施設で処理している。この施設は、平成2年度に運転を開始した高負荷脱窒素処理方式の処理能力1日当たり25キロリットルの施設である。処理の内訳は、1日当たりし尿13キロリットル、浄化槽汚泥12キロリットルとなっている。し尿・汚泥の最終処分については、し尿処理施設で脱

水乾燥処理後、焼却処分している。

② し尿、汚泥の排出状況

「5（1）ウ生活排水の処理形態別内訳」に基づいた、し尿、汚泥の排出状況は、次表のとおりである。

	現 在 (平成 22 年度)	目標年度 (平成 27 年度)
農業集落排水	1, 8 3 0 ℓ/日	1, 7 7 1 ℓ/日
浄化槽	5 9 2 ℓ/日	5 3 4 ℓ/日
未処理	1 2 4 ℓ/日	4 7 ℓ/日
合 計	2, 5 4 6 ℓ/日	2, 3 5 2 ℓ/日

(注) それぞれの原単価は、0. 5 ℓ/人・日とした。

③ 集落排水処理施設から排出される汚泥の再資源化計画

- ・ 処理施設 只見町資源リサイクルセンター
- ・ 生産物 コンポスト肥料
- ・ 処 理 量 年 3, 3 8 4 kℓ
- ・ 生産量 年 3, 0 0 0 袋/1 5 kg

(3) 生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について、住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

また、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査について広報を通じて、その徹底に努めるものとする。